



2026年6月1日

各 位

会 社 名 株式会社 SANKO MARKETING FOODS  
 本店所在地 東京都中央区新川一丁目10番14号  
 代表者名 代表取締役社長 長澤 成博  
 (コード番号：2762 東証スタンダード市場)  
 問合せ先 専 務 取 締 役 富 川 健 太 郎  
 (TEL. 03-6861-9630 (代表))

**第三者割当により発行された新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））、  
 第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）及び第8回新株予約  
 権（行使価額修正条項付）の払込完了に関するお知らせ**

当社は、2026年5月15日開催の取締役会決議に基づく平林隆広氏を割当先とする、第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）並びにEVO FUND（以下「EVO FUND」といいます。）を割当先とする、第三者割当による第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分のみを「本社債」といいます。）及び第8回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、本日、払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2026年5月15日公表の「第三者割当による新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）及び第8回新株予約権（行使価額修正条項付）発行並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」をご参照下さい。

募集の概要

<本新株式の募集の概要>

① 払込期日	2026年6月1日
② 発行新株式数	普通株式 792,000株
③ 発行価額	1株につき101円
④ 調達資金の額	79,992,000円
⑤ 現物出資の目的となる財産の内容	割当先が当社に対して有する金銭債権のうち、79,992,000円に相当する債権であります。 ※現物出資の目的となる債権について 金銭以外の財産の現物出資による方法（デット・エクイティ・スワップ）により割当てます。

	<p>現物出資の目的となる財産については、会社法上、原則として検査役若しくは弁護士、公認会計士又は税理士等による調査が必要とされますが、現物出資の目的となる財産が増資を行う会社に対する金銭債権である場合において、当該債権の弁済期が到来しており、かつ、会社の会計帳簿によりその実在性が確認でき、帳簿残高の範囲内であるときは、検査役又は専門家による調査を要しないこととされています（会社法第 207 条第 9 項第 5 号）。</p> <p>当社は、現物出資の対象となる金銭債権について、その弁済期を払込期日である 2026 年 6 月 1 日において本新株式発行を実施する時点とすることを、2026 年 5 月 13 日付で平林隆広氏との間で合意しております。このため、本新株式発行における金銭債権の現物出資について、検査役又は専門家による調査は行いません。</p>
⑥ 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、平林隆広氏に全株式を割り当てます。

<本新株予約権付社債の募集の概要>

① 払込期日	2026 年 6 月 1 日
② 新株予約権の総数	40 個
③ 各社債及び新株予約権の発行価額	<p>本社債：総額金 300,000,000 円（各社債の金額 100 円につき金 100 円とします。）</p> <p>新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。</p>
④ 当該発行による潜在株式数	<p>3,300,320 株</p> <p>(1) 上記潜在株式数は、本新株予約権付社債が全て当該当初転換価額である 90.9 円で転換された場合における交付株式数です。</p> <p>(2) 上限転換価額はありません。</p> <p>(3) 下限転換価額（以下「下限転換価額」といいます。）は 50.5 円であり、本新株予約権付社債が全て当該下限転換価額で転換された場合における最大交付株式数は、5,940,560 株（新株予約権 1 個につき 148,514 株）です。なお、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数となる。</p>
⑤ 調達資金の額	300,000,000 円
⑥ 転換価額及び転換価額の修正条件	<p>当初転換価額は 90.9 円とします。</p> <p>(1) 本新株予約権付社債の転換価額は、割当日の 2 取引日（東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）後に初回の修正がなされ、以後各取引日に修正が行われます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「CB 修正日」といいます。）。本規定に基づく修正が行われる場合、転換価額は、CB 修正日に、当該 CB 修正日の直前取引日（以下「CB 価格算定日」といいます。）（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額の小數</p>

	<p>第2位を切り上げた金額（但し、当該金額が下限転換価額を下回る場合、下限転換価額とします。）に修正されます。但し、当該 CB 価格算定日に終値が存在しなかった場合には、転換価額の修正は行われません。また、CB 価格算定日において本新株予約権付社債の発行要項第12項第(4)号⑤の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該 CB 価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。</p> <p>(2) 上記第(1)号にかかわらず、①当社普通株式に係る株主確定日等の直前3取引日（当日を含みます。）から当該株主確定日等（当日を含みます。）までの本新株予約権付社債の転換ができない期間（以下「CB 株主確定期間」といいます。）、及び②当該 CB 株主確定期間の末日の翌取引日後においては、転換価額の修正は行わないものとし、その場合、次に転換価額の修正が行われるのは当該 CB 株主確定期間の末日の翌々取引日とし、当該日以降、各取引日に、上記第(1)号に準じて転換価額は修正されます。</p> <p>(3) 上記第(1)号及び第(2)号にかかわらず、本新株予約権の行使が、取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第1項に定義する制限超過行使（以下「制限超過行使」といいます。）に該当する場合であって、上記第(1)号及び第(2)号の計算によると当該行使に係る転換価額が2026年5月15日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（本新株予約権の発行後に当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称します。）が行われた場合には公正かつ合理的な調整を行います。）（以下「発行決議日終値」といいます。）を下回ることとなる場合、当該行使に係る転換価額は発行決議日終値と同額に修正されます。</p>
⑦ 募集又は割当方法（割当先）	第三者割当の方法により全ての本新株予約権付社債を EVO FUND に割り当てます。
⑧ 利率及び償還期日	利率：本社債には利息を付しません。 償還期日：2027年6月1日
⑨ 償還価額	額面100円につき100円
⑩ その他	<p>(1) 当社は、本社債の払込日以降の任意の日を償還日として、いつでも、残存する本社債の一部又は全部を、本社債の金額100円につき金100円で償還します。かかる償還を行うために、当社は、償還日の2週間以上前に、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債権者（以下「本新株予約権付社債権者」といいます。）に対して、書面により償還に必要な事項を記載した通知を行う必要があり、当社は、償還日において、残存する本社債の一部又は全部を本社債の金額100円につき金100円で償還します。</p> <p>(2) 本新株予約権付社債権者は、本社債発行後、取引所における当社の普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）が下限転換価額を一度でも下回った場合、当該日以降の任意の日を償還日として、いつでも、残存する本社債の一部又は全部の償還を請求することができます。かかる請求を行うために、本新株予約権付社債権者は、償還日の1週間前までに、当社に対して、書面により償還に必要な事項を記載した通知</p>

	<p>を行う必要があり、かかる請求が行われた場合、当社は、当該請求に従い、償還日において、残存する本社債の一部又は全部を本社債の金額 100 円につき金 100 円で償還します。</p> <p>(3) 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。</p> <p>(4) 当社は、EVO FUND との間で、本新株予約権付社債及び本新株予約権の買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結いたしました。本買取契約において、制限超過行使の禁止や、上記第(3)号記載の譲渡制限が定められております。</p>
--	---

<本新株予約権の募集の概要>

① 割当日	2026 年 6 月 1 日
② 発行新株予約権数	100,000 個
③ 発行価額	総額 600,000 円（新株予約権 1 個につき 6 円）
④ 当該発行による潜在株式数	10,000,000 株（本新株予約権 1 個につき 100 株） 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は 51 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 10,000,000 株であります。
⑤ 調達資金の額	999,846,000 円（注）
⑥ 行使価額及び行使価額の修正条件	<p>当初行使価額は 101 円とします。</p> <p>(1) 行使価額は、割当日の 2 取引日後に初回の修正がなされ、以後 3 取引日が経過する毎に修正が行われます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「WT 修正日」といいます。）。本規定に基づく修正が行われる場合、行使価額は、WT 修正日に、当該 WT 修正日に先立つ 3 連続取引日（以下「WT 価格算定期間」といいます。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値のうち最も低い値の 100%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた金額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。但し、当該 WT 価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行われませぬ。また、WT 価格算定期間内において本新株予約権の発行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該 WT 価格算定期間内の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。</p> <p>(2) 上記第(1)号にかかわらず、①当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含みます。）から当該株主確定日等（当日を含みます。）までの、株式会社証券保管振替機構の事務上の理由により本新株予約権の行使ができない期間（以下「WT 株主確定期間」といいます。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とします。）、及び②当該 WT 株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該 WT 株主確定期間の末日の 3 取引日後（当日を含みま</p>

	す。)の日とし、当該日以降、3取引日が経過する毎に、上記第(1)号に準じて行使価額は修正されます。 (3) 上記第(1)号及び第(2)号にかかわらず、本新株予約権の行使が取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第1項に定義する制限超過行使に該当する場合であって、上記第(1)号及び第(2)号の計算によると当該行使に係る行使価額が発行決議日終値を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正されます。
⑦ 行使請求期間	2026年6月2日～2028年6月2日
⑧ 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てます。
⑨ その他	当社は、割当先との間で、制限超過行使の禁止、割当先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する本買取契約を締結いたしました。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変動する可能性があります。

以 上